

# 岩手医科大学における公的研究費の管理・監査の基本方針

平成 27 年 3 月 17 日（運営会議決定）

最高管理責任者

岩手医科大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）を受けて、諸規程を整備し公的研究費の運営・管理について、責任を持って研究活動上の不正防止に取り組んでまいりましたが、平成 26 年 2 月 18 日のガイドラインの改正を受けて、下記のとおり「岩手医科大学における公的研究費の不正防止」の基本方針を定めることとします。

## 記

### 1. 趣旨

この基本方針は、国又は国が所管する独立行政法人から本学に配分される公的研究費（岩手医科大学における公的研究費の管理に関する規程第 2 条に定義する公的研究費）について、不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる基本方針を定めるものである。

### 2. 責任体制

#### （1）最高管理責任者（学長）

本学を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

#### （2）統括管理責任者（財務担当理事）

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、財務担当理事をもって充てる。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(3) コンプライアンス推進責任者（各部局等の長）

各部局等（各学部・大学院各研究科、教養教育センター、医歯薬総合研究所、事務局）における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各部局の長をもって充てる。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

ア 自己の管理監督する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること

イ 不正防止を図るため、部局等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること

ウ 自己の管理監督する部局等において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること

(4) コンプライアンス推進副責任者

コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から、統括する役割を担った上で、必要に応じ、部門等の組織レベルで副責任者を任命することができる。

副責任者は、推進責任者から委任された業務について、各部局等の日常的な管理監督を行う。

(5) 最高管理責任者・統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者の責任

最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者（副責任者）は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、その責任を負うことに留意する。

### 3. ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルール（以下「ルール」という。）を明確にし、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

### 4. 職務権限の明確化

最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

### 5. 関係者の意識向上

(1) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、本学の不正対策に関する方針及びル

ール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度調査等（ヒアリング）を実施し把握に努めるとともに、誓約書等の提出を求める。

（２）公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

## 6. 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用

（１）内部監査室に公的研究費の不正に係る通報窓口を置く。

（２）内部監査室は、不正に係る情報について、迅速かつ確実に最高管理責任者に報告する。

（３）最高管理責任者は、以下のアからオを含め、公的研究費の不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。

ア 告発等の取扱い

イ 調査委員会の設置及び調査

ウ 調査中における一時的執行停止

エ 認定

オ 配分機関への報告及び調査への協力等

（４）調査後において懲戒等を必要とするときは、「岩手医科大学職員就業規則」、「岩手医科大学職員懲戒規程」に基づき処理する。

## 7. 不正要因の把握、不正防止計画の策定・実施及びモニタリング

（１）最高管理責任者は、不正を発生させる要因の把握及び不正防止計画の策定・実施を図るため、研究費不正使用防止委員会を置く。

（２）研究費不正使用防止委員会は、不正を発生させる要因について、本学全体の状況を把握し、体系的に整理し評価する。

（３）研究費不正使用防止委員会は、不正を発生させる要因に対する具体的な不正防止計画を策定し、実施状況を確認する。

## 8. 公的研究費の適正な運営・管理

（１）コンプライアンス推進責任者は、当該部局等の公的研究費の執行状況について検証し、

予算の執行が当初計画に比較し著しく遅れている場合は、その理由を確認するとともに、必要に応じて改善策を講じなければならない。

- (2) 物品等の購入依頼又は発注する者は、あらかじめその支出財源を特定しなければならない。
- (3) 不正な取引は研究者を含む全ての構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策として、不正な取引に関与した業者への取引停止処分方針（物品購入等契約に係る取引停止の取扱いに関する要領）を定める。
- (4) 本学における不正対策に関する方針及びルール等を含め、取引業者に対し周知徹底し、一定取引実績やリスク要因・実効性等を考慮し、誓約書等の提出を求める。
- (5) 最高管理責任者は、公的研究費の適正な執行のため、次の措置を講じる。

ア 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、事務局に検収担当を置く。

イ 研究補助者等の勤務状況等の雇用管理については、事務部門が実施する。

ウ 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。

## 9. 情報発信・共有化の推進

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費の使用のルールに関する相談を受ける部署として、事務局に相談窓口を置く。
- (2) 最高管理責任者は、公的研究費の不正防止に向けた取組について、方針及び手続き等をホームページで公表する。

- ◆基本方針、管理マニュアル
- ◆行動規範
- ◆管理・運営・責任体制
- ◆不正防止計画
- ◆相談窓口
- ◆通報窓口
- ◆処分（取引停止等の取扱いを含む。）
- ◆本学における諸手続きの関連規程

## 10. 監査体制

(1) 内部監査室は、理事長の直轄的な組織として、「岩手医科大学内部監査規程」に基づき、毎年度定期的に内部監査を実施する。

(2) 内部監査室及び内部監査担当者は、公的研究費の内部監査の実施にあたっては、以下のことに留意する。

ア 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、公的研究費の管理体制の不備の検証も行う。

イ 研究費不正使用防止委員会と連携し、不正が発生するリスクに対して、重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施する。

ウ 内部監査室は、監事及び会計監査人と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

## 11. その他

最高管理責任者は、上記に定めるほか、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）」において実施が必要とされた事項について、所要の取組を実施する。